

資金援助実施要綱

(2020年6月1日変更)

日本キリスト教団伝道委員会

I 大綱

日本キリスト教団の資金援助は次の大綱により実施する。

1. 教団の宣教上の見地から、緊急度にしたがって最も効果的に援助する。
2. 援助にあたっては教会の独立自給の精神を阻害しないように留意する。
3. 援助を受けようとする教会・伝道所は原則として総予算の半額程度の自己資金を準備するものとする。
4. 資金援助は、開拓伝道援助と一般貸出の2種類とする。
5. この申請は教区の承認と推薦を経て行うものとする。
6. 教団伝道委員会は資金援助の決定および資金に関する諸般の助言を行う。

II 開拓伝道援助（200万円を上限とする）

1. この援助は、宣教上拠点となるべく開拓伝道の会堂・牧師館の建築、土地・建物の購入および教団の宣教上特に必要と思われる拠点の確保に適用される。
2. この援助の財源は、教会創立記念日献金、開拓伝道援助献金、その他の献金等をもって充てる。
3. この援助は、経常収入600万円未満の教会・伝道所の申請に基づき適用する。ただし、原則として事業総額5000万円を超えるものには適用しない。
4. 教団伝道委員会は、審査に先立ち、当該年度の執行限度額を定めるものとする。
5. 一件あたりの援助額上限は、200万円とする。ただし、当該年度の申請総額が前項の執行限度額を超える場合は減額する。
6. 教団伝道委員会は、正確に記載された書類を受理した上で審査し、必要に応じて現地調査の上、決定し、その通知は、教区を経由するものとする。
7. この援助により取得した物件は、原則として宗教法人又は教団特別財産として登記する。但し特殊な場合はこの限りではない。
8. 援助を受けてから5カ年を経なければ重ねて援助申請をすることができない。

III 一般貸出（1000万円を上限とする）

1. 貸出しは会堂・牧師館・附属館の新築・増改築、土地・建物の購入に適用される。なお、設備導入も対象とする。幼稚園および保育園には適用されない。
2. 貸出しをうけた教会は、完済後1年を経なければ重ねて貸出しを申請することができない。
3. 貸出申請は、開拓伝道援助申請と同時に行うことができる。
4. 貸出金は1件に対し50万円以上1000万円までとし、10カ年以内に返済するものとする。その利子は期限内は年利1.0%とし、期限後は年利2.0%とする。

5. 貸出金の返済は、半期毎または1年毎に利子を付して行わなければならない。
6. 元金の返済開始は、初年度において1カ年据え置きにすることができる。
7. 利子は、教団が送金した日を基準として日数で算出。完済まで計算する。
8. 教区は貸出金の回収に努力すること。返済実績不良のときは、教区が連帯保証するものとする。

在日大韓基督教会への貸出金の返済については当該教会の属する地方会が連帯保証するものとする。

9. 日本基督教団と在日大韓基督教会との協約に鑑み、在日大韓基督教会への貸出については、当該地方会の任職員会の推薦に基づき、同教会総務部を経て提出された書類を審査するものとする。

IV 申請手続

1. 申請書は、必要書類を添付して教区を経由し、教団伝道委員会宛提出するものとする。
2. 添付書類は次のとおりとする。

添付書類	開拓伝道援助申請				一般貸出申請
	新築増改築	建物の購入	土地の購入	宣教拠点の確保	
1:最新の教会年度報告ABC写し	○	○	○	○	○
2:事業実施を決めた教会総会記録写し	○	○	○	○	○
3:土地買収の場合、地主の承諾書または売買契約書写し			○	○	○
4:建築の場合、業者の見積書、建築確認書写し	○				○
5:事業の必要性を証する地域性、教会の略史など	○	○	○	○	○
6:事業に関する資金収支計画書	○	○	○	○	○
7:償還計画書					○
8:土地、建物登記簿本	○	○	○		○
9:予約献金者一覧表	○	○	○		○
10:その他募金趣意書など関係資料	○	○	○	○	○
11:教区調査書	○	○	○	○	○

(注1) 書類8に関し、教団特別財産であって教団に登記簿謄本が保管されている場合には、提出の必要はない。

(注2) 書類1に関し、在日大韓基督教会については当該教会総会議事録(共同議会録)などをもって教会年度報告に代えるものとする。

(注3) 書類11に関し、在日大韓基督教会については当該地方会の調査書をもって教区調査書に代えるものとする。

3. 申請書および添付書類は3部作成し、伝道委員会に提出。(原本は教団保存、コピー2部は申請書Iの下部に原本証明の一文を明記し、教会・教区保存用とする。)

上記は原本と相違ない事を証明します。

年 月 日 日本基督教団

教会・伝道所
(どちらかに○)

主任担任教師

代表役員



4. 教団伝道委員会宛申請書提出期限は、次のとおりとする。

開拓伝道援助 毎年1月末日

一般貸出 毎年1月末日と7月末日

5. 申請書は書類が完備しない限り委員会に付議しない。
6. 申請が承認され、決定通知を受けた教会・伝道所は、直ちに、次の中から必要書類を提出するものとする。
- (1) 援助金(開拓伝道援助、一般貸出)交付申請書
 - (2) 借用証書3通(一般貸出の場合)
 - (3) 工事契約書(新築または増改築の場合)
 - (4) 売買契約書(購入の場合)
 - (5) 建築許可書または確認書の写し(新築または増改築の場合)
 - (6) 教団特別財産登記申請書(非法人の場合)
 - (7) 会堂共済組合加入申込書または火災保険証写し
7. 援助を受けた事業が完了した時には、直ちに完成報告書を提出しなければならない。(外観と内部の数枚の写真添付)

V 火災保険等加入の義務

援助を受けた建物には、必ず日本基督教団会堂共済組合の火災共済契約を結ぶか、または火災保険をかけなければならない。

VI 施行日

この要綱は、2020年6月1日から施行する。

留意事項

土地・建物購入の要件

1. 土地・建物売買契約は、代金支払いをその物件の所有権移転登記と同時にするように締結しなければならない。ただし、契約締結のとき代金の一部を手付金として支払う旨を定めることができる。

2. その物件に抵当権その他の負債がついているときは、それが登記簿から抹消された後か所有権移転登記と同時に抹消されることが確実でなければ売買契約をしてはならない。
3. 農地の場合は、地目変更認可が可能であることが確実でなければ売買契約を結んではならない。また契約と同時に地目変更の手続きをとらなければならない。

建築にあたって

会堂・附属館の新築・増改築にあたっては、障がいをもつ人々が、心おきなく出入りできるような設備を考慮する。

教団伝道委員会は、申請書審査および現地調査にあたってとくに次の点に留意する。宣教のための土地・建物の必要性・緊急性、教区における協力態勢、資金建築計画登記、貸出金の場合は返済能力。

申請書 I

年 月 日

日本基督教団
伝道委員会委員長

殿

日本基督教団

教会・伝道所

(どちらかに○)

主任担任教師

代表役員



連絡先 ()

携帯電話 ()

Eメール

建築資金貸出申請書	借入申込金額	円
土地・建物購入資金貸出申請書	借入申込金額	円
開拓伝道援助金申請書	援助申込金額	円

下記の添付書類（該当項目に○印をつける）を添えて、申請いたします。

1		申請書 I・II
2		最新の教会年度報告 ABC 写し
3		事業実施を決めた教会総会記録写し
4		土地買収の場合、地主の承諾書または売買契約書写し
5		建築の場合、業者の見積書、建築確認書写し
6		事業の必要性を証する地域性、教会の略史など
7		事業に関する総資金収支計画表
8		償還計画書
9		土地、建物登記簿謄本
10		会堂建築予約献金者名簿
11		その他募金趣意書など関係資料
12		教区調査書

この申請について、年 月 日開催の教区常置委員会で審査した結果、適当と認めましたので別紙調査書を添えて、申請いたします。

年 月 日

_____ 教区総会議長



申請書 II

	教区	教会・伝道所 (どちらかに○)
1	教団借入申込金額	円
	開拓伝道援助申込金額	円
	送金希望日と振込先	年 月 日
2	借入（・援助）申込事業の内容	
	事業の内容	
	事業総額	
	構造	
	施行面積	
	実施期間	
	自己資金額	
	金融機関借入金額	
記入上の注意事項：事業内容の欄には土地購入、会堂建築、新築、増築、改修など		
3	火災保険	
	教団会堂共済組合・一般保険、内容明記（掛金額、掛け捨て、積立等）	

事業の必要性を証する地域性、教会の略史など

書類 7

事業に関する総資金収支計画表

	土地買入	新築	増・改築
事業種別			
構造			
施行面積			
単価			
事業額			
事業諸費			
総計A	円		

収入の部 (資金計画)

A=B

教団借入申込金額			
開拓伝道援助申込金額			
教区借入金額			
教区援助金額			
自己資金	積立金	※ ※ 残高証明書要 ※	
	円		
	財産処分収入		円
	一般会計から繰入		円
	外部献金	円	
金融機関借入金	1		
	2		
教会債			
総計B	円		

一年以内の予約献金	教会員	名	合計	円
	会員外	名	合計	円
一年以上の予約献金	教会員	名	合計	円
	会員外	名	合計	円

返済額	教団借入 金額	教区借入 金額	金融機関 借入金 1	金融機関 借入金 2	教会債	他 ()	利子	合計 C
事業実施 年度								
年度								
年度								
年度								
年度								
年度								
年度								
年度								
年度								
年度								
年度								
合計								

返済資源	一般会計 繰入	予約献金 教会員	予約献金 会員外	事業収入 1	事業収入 2	合計 D
事業実施 年度						
年度						
年度						
年度						
年度						
年度						
年度						
年度						
年度						
年度						
年度						

注) 事業収入 1 : 公益事業からの繰入がある場合
 事業収入 2 : バザー、その他の購買などの収入

会堂建築予約献金者名簿

予約者 名

合計 円 (中既収納額 円)

(年 月 日現在)

	氏名	金額		氏名	金額
1			18		
2			19		
3			20		
4			21		
5			22		
6			23		
7			24		
8			25		
9			26		
10			27		
11			28		
12			29		
13			30		
14			31		
15			32		
16			33		
17			34		

会計代表者氏名

印

教区の調査書（教区にて製作する）

1.	教区 法人・非法人・手続中・1・2・伝	教会 教師	教師 専・兼 専・兼
2. 調査員	氏名 氏名 氏名	調査日① 調査日②	年 月 日 年 月 日
3. 教会側出席者	教会役職名		
4. 地域の状況と宣教の課題			

5. 教区としての協力態勢について

6・設計上の配慮について（たとえば、段差、トイレなど）

7. 援助金または貸出金を受けられなくなった場合について

8. 結論

上記のとおり報告します。

教区調査員氏名

⑩

年 月 日

同上

⑩

同上

⑩